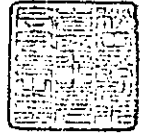


# 令和4年度事業報告

秋田船川水先区水先人会



本会は会則に定める本会の目的を達成するため、会則第4条に掲げる諸事業を実施した。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと
- (4) 日本水先人会連合会（以下「連合会」という。）が行う水先人の確保に関する必要な施策に協力すること
- (5) 本会及び会員の業務に関し連合会及び官公署と連絡協議すること
- (6) 上記のほか会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること

## 1. 重点事業

・令和4年度は、昨年度に引き続き利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進した。

## 2. 各事業

令和4年度は、次の具体的事業を行った。

### (1) 適正化事業

- ・船舶の航行安全、海難防止及び乗下船の安全確保並びに運航技術の向上に資するため、関連の調査及び資料の収集と整備。
  - ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
  - ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進。
  - ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取。
  - ・品質向上に関するその他の施策の推進
- 引き続き各船舶代理店とは綿密な情報交換を継続して業務運営の効率化を図り、運航の安全情報等も緊密に交換して良好に連携出来た。
- ・連合会の目的を達成すべくその諸施策に積極的に協力し、併せて海事の振興に係る事業を行った。
  - ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制の実施
- 公益法人会計基準に基づく経理処理については、委託税理士の指導の下、適切な経理処理が維持され、公認会計士の監査において適正であるとの報告がなされた。

### (2) 水先人の養成関連事業

- ・水先人会における所要の再協力訓練を実施及び連合会が実施する訓練に参加した。
- (3) 業務取次窓口事業（合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと）
- ・水先引受け要領、水先料等についての質問事項には、丁寧に説明してきた。指名制については周知してはいるが未だ応召の経歴はない。  
当直表は的確にユーザーに周知し、やむなく変更を生じた場合は電話連絡にて確実に通知してきた。
  - ・料金の収受については、経理担当水先人と事務員による二重チェック体制によって確実に行い、委託税理士と緊密に連携して適正な会計処理を行っている。
- (4) その他の事業
- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報を公開した。
  - ・通常総会の開催  
令和4年6月27日及び令和5年3月27日、水先人会事務室にて開催した。
  - ・会員に対する研修  
水先に関する技能の維持向上に努めた。
  - ・財務諸表、内部管理資料及び翌事業年度の事業計画、当該事業年度の事業報告を作成した。

以上